

武蔵野市ようこそ美しいまち吉祥寺委員会設置要綱

平成16年1月30日

改正 平成24年10月1日

改正 令和6年9月1日

(設置)

第1条 吉祥寺地区において、他人に対し危険かつ不快な行為及びまちの美観を害する行為を防止し、安全で清潔かつ美しいまちづくりを推進するため、ようこそ美しいまち吉祥寺委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、前条の規定によるその設置の目的を達成するため、関係機関と協議し、その推進の方策を検討する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、市長が武蔵野市商店会連合会及び吉祥寺地区の市民団体、事業者等の代表の中から指名する者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 市長は、必要に応じ委員会に部会を設置することができる。

2 部会の委員は、委員会の委員のうちから市長が指名する。ただし、これにより難しいときは、当該委員を代行する者を、市長が指名することができる。

(裏面あり)

る。

- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により定める。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 部会の会議は、必要に応じ市長が招集する。
- 7 部会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部ごみ総合対策課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年1月30日から適用する。

付 則 (平成24年10月1日要綱第257号)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則 (令和6年9月1日要綱第62号)

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。